

第六回 参議院 大蔵委員会 會議 録 第三号

昭和二十四年十一月八日(火曜日)午前  
十時四十六分開会

本日の會議に付した事件

○連合委員会開会の件

○特別職の職員に關する法律案  
(内閣提出)

○日本専売公社法の一部を改正する法律案  
(内閣送付)

○委員長(櫻内辰郎君) これより大蔵  
委員会を開会いたします。最初にお諮  
りいたしますことがございます。

本日の議題の第一号になつておりま  
する未復員者給與法の一部を改正する  
法律案の審議につきまして、在外同胞  
引揚問題に關する特別委員会より連合  
審査の要求を受けておるのでありま  
す。連合審査をすることにいたした  
と存じますが、御異議はございま  
せんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(櫻内辰郎君) それでは御異  
議ないと認めて連合委員会を開くこと  
にいたします。その日取り等は追つて  
公報でお知らせいたします。

○委員長(櫻内辰郎君) 次は特別職の  
職員に關する法律案であります。政  
府より提案理由の御説明を願  
います。

○政府委員(水田三喜男君) 只今議題  
となりました特別職の職員に關する  
法律案につきまして提案理由を御  
説明申し上げます。特別職の職員に  
つきましては、現在特別職の職員に  
俸給等に関する法律によつて規定され

ておるのでありますが、その後新たに  
特別職に加えられた者が相当ありま  
して、又その或る者は給與に關する法的  
根拠を全く持たない現状であります。  
従ひましてこの際法律の適用範囲を  
整理いたしますと共に、支給方法その  
他につきまして所要の改正を加えたい  
と存するのであります。

次に本法律案の内容を簡単に御説明  
申し上げます。先ず本法律案の適用範  
圍につきましては、第一條において、現  
在國家公務員法上の特別職である職員  
を全部網羅いたしますと共に、これを  
その職務の性質とか、勤務の形態等に  
著眼いたしまして、内閣総理大臣等、  
地方自治委員等、侍従及び連合國軍勞  
務者等の四つに分類し、そのおのづ  
かにつきまして、給與の種類、額、支給  
方法等を別箇に規定することにいたし  
ました。

第一に内閣総理大臣等につきましては  
は、秘書官を除きましては、その給與  
の種類、額、支給方法等は概ね今まで  
の通りであります。ただ秘書官は現在  
扶養手当及び超過勤務手当の支給を受  
けておりますが、その職務の性質上勤  
務の形態から見まして、これに相当す  
る金額を俸給に織り込んで俸給と勤務  
手当の二つを支給することに改めま  
した。

第二の地方自治委員等は、新たに適  
用範囲に加えられたものであります  
が、その給與は従前の例によりまし  
て、日額手当を支給することにいたし  
ました。

第三の侍従の給與につきましては、  
昨年六千三百七円ベースに切替えた  
後、昇給し得る措置がとられなかつた  
のであります。今回は一般職の職員に  
例によることにいたしました。昇給で  
きることにいたしました。

最後に、連合國軍勞務者等も新たに  
適用範囲に加えられたのであります  
が、その給與は、差当り現行のもの、  
そのままによる建前としてあります。  
次に給與の支給方法として新たに加  
えられました規定は、第十四條の重複  
給與の調整に關する規定でありまし  
て、これは特別職の職員が、他の國家  
公務員の職を兼ねるときは給與につ  
きまして、所要の調整を加えようとする  
ものであります。

なお、この法律は、現行の特別職の  
職員だけを適用範囲としております。關  
係上、国会閉会中新たに特別職の職員  
となりました者の給與につきまして  
は、その後法律が改正されるまで、政  
令で定めることができるよう附則中に  
規定を設けることにいたしました。

以上がこの法律案を提出いたしました  
理由並びに本法律案の大綱でありま  
す。何とぞ御審議の上速かに御賛成あ  
らんことをお願いいたします。

○委員長(櫻内辰郎君) 本案に対して  
御質疑がありましたら、この際御質  
疑を願います。

○小川友三君 今政務次官の御説明で  
は、給與に關する法的根拠は全くない  
のに金を今まで出しておつたというこ  
とを白状せられておりますが、凡そ政

府が給與を支給するのに法的根拠がな  
くてどういふ財政法に基いて支出をし  
たか、その点を一つお伺い申上げる。

もう一つ、第二ページに、「支給方  
法等はおおむね従前の通り」とありま  
すが、「おおむね」とは余り漠然として  
おりまして、どういふ点を御改正にな  
つておるかという点を明白にお示し  
を賜りたいのであります。政府の  
案では、衆参両院の事務局長が、政務  
次官よりも或いは内閣官房長官よりも  
月給が遙かに高くなつてゐる。そうし  
た大きな変わりがあるに拘わらず、又  
国会図書館長まで大臣級の俸給を出  
すのだというやうな、非常な変わりが  
あるにも拘わらず、政府はそれを言わ  
ないで、「おおむね従前の通りであり  
ます」と果けておられるということ  
を明白にお示しを賜りたい。

連合國軍勞務者に対しては、前国会  
におきまして大体二万円程度の支給を  
するといふことが法律案として通過  
してあります。それにも拘わらず、  
連合軍の勞務者の非常なる努力、又外  
國人と接觸するこの精神的な苦勞も  
相当あるに拘わらず、又別に英語を習  
うといふ、公務員としては特別の働き  
をしてゐるに拘わらず、依然として六  
千三百七円ベースより以上出でない、  
法律だけが二万円程度を支給するとい  
う形になつてゐるが、政府はどうい  
う点において、そうした二万円程度の支  
給をするといふことに法律を作つて待  
遇を改めないか、その点につきまして

政務次官から責任ある御答弁をお伺  
い申上げます。

○説明員(中西泰男君) 第一番の御質  
問の点につきましては、進駐軍の勞務  
者につきまして現在法的根拠がないと  
いう恰好になつておりますので、現在  
のところは特別調達庁の通牒を以ちま  
して支給規定を作りまして、それに基  
いて支給してある次第であります。

第二番の点につきましては、おほむね  
現行通りであるが、そこが違つてゐる  
点があるかどうかというのが御質問の  
御趣旨であると存じますが、この法律  
案の第七條によりまして、内閣総理大  
臣等の給與の支給方法でございます  
が、これは従来は現日数でやつてお  
りましたが、第七條の規定によりまし  
て、その月の日割計算になつてお  
りましたのを、その月の現日数から日  
割の日数を差引いた日数、いわゆる勤  
務日数を基礎として日割によつて計算  
をする、こういうふうに変更した点が  
ありますが、それ以外については現行通  
りでございます。

それから第三番目の連合國軍關係の  
勞務者の給與に關しての問題でありま  
すが、連合國軍關係の勞務者につきま  
しても、これも公務員であります。以  
上、一応六千三百七円ベースというも  
のによつて規定せられざるを得ないと  
いう状況にあります。これを如何なる  
給與の形にするかという点につきまし  
ては、御審議をお願いいたしております  
法律案にも謳つてございまして、

實際に即しまして法律的な規定を

設けたい、こういうふうに住じておる次第でございます。

○小川友三君 進駐軍の労務者は特別職になって、大体二万円の支給をするという法律を作つたりしているのに、この問題に對しましては依然として六千三百七十四ベースしか拂つていない、この事實はどういうわけですか、御説明願いたい。

○説明員(中西泰男君) 甚だ失礼でございますが、私共そういう法令を存じておらない状況であります。

○小川友三君 進駐軍の労務者というのは、特にこの前の国会で特別待遇をするという法律が第五国会で通過している筈であります。それを支給をしていないということにつきまして、もう少し御勉強をお願い申し上げます。この次の委員会で結構でございますからして、その点明確に御答弁を賜りたいと思つております。

もう一つ関連しましてお尋ねしますが、参議院及び衆議院の事務総長が内閣官房長官よりもどうして俸給が高いのかという理由を……、政務次官よりも内閣官房長官よりも参議院と衆議院の事務総長がもつと職務であるのか又地位が高いのか、こういうことはつきりして貰いたい。

○説明員(中西泰男君) 事務総長の職務の点からいたしまして、一応国会の職員の高ということになつておりますが、必要によりまして議長の代理もするといつた点も考慮いたしますことが一点、現在の俸給と比較いたしました著しく減給になるということは、できないならば避けたい、こういう見地からいたしまして打合せた結果、大体三

万四千四百円ということにいたしましたわけでございます。

○小川友三君 事務総長は議長を代理するから忙しので三万四千四百円やらのだ、内閣官房長官は総理大臣を代表して来る場合があるのですよ。それから政務次官は、今水田政務次官も大蔵大臣を代表して来ているのです。大臣を代表して来ている、議長を代表している、これを同じにして政務次官は僅かに二万八千円しかやらない、これは政務次官が来ているから言うわけじゃないが、今日はちやんと大蔵大臣を代表して、それで事務総長は議長を代理をたまにやることもあるかも知れないから余計やるので。それから政務次官は政務次官だけで大臣の代理をやらない、何もやらないように解釈ですが、立派に大臣の代理として政務次官は答弁も、勉強も、一生懸命に働いている。官房長官も一生懸命にやつておる、それと差別待遇をされては困るのですが、どうしてそういう工合に甲乙をおつけになりますか、それについて最も科学的に話して下さい。

○説明員(中西泰男君) これは関係の向きともいろいろ相談いたしましたのでありますが、現在の給料が、衆参議院の事務総長につきましては、国会議員並みに二万八千八百円ということになつております。これと比較いたしましたら、この特別職の職務によりまして、内閣総理大臣等の取扱いと同様に扶養手当が出ない、更に超過勤務手当が出ない、こういう点を考慮いたしますと、三万四千四百円にいたしましたも、超過勤務手当その他を考慮いたしましたら、若干の減少になるような計算に相

成るわけでございますから、そういう点から考慮いたしましたら、国会の事務当局等と打合せいたしました結果、若干の減給になるかも知れないが、先ずここのところで適當であるところ、こういうことに話が決まつたわけでありませう。

○小川友三君 あなたの御話は国会の事務当局と相談をした結果、国会事務つたらしいですね。それだから上げたところが、政務次官や官房長官は紳士だから黙つておつた。黙つておつた方は引下げた、文句を言つた方は上げたいという解釈でよろしいのでございませうか。

○政府委員(水田三喜男君) 内閣官房長官や政務次官が低いというのは、これは一つは国会議員との俸給との問題から来ておりました、如何なる官吏も国会議員より低かるべしという一つの原則がありますので、官房長官となると役人です、政務次官となると役人で、これを現在の国会議員の給與より低くするところから、この辺のところを決められるというところ、非常な事務がうまうまというふうな考慮があるのであります。

○小川友三君 今水田政務次官から大變御遠慮のお話しを伺つたのですが、私の主張は参議院の事務総長、衆議院の事務総長と、内閣官房長官と政務次官の差がどこにあるかどこにその努力において差があるか、国会議員よりも無論これは低いのですが、両方とも低いのですが、これは同じではないか、どうしてここに差をつけましたか、そ

れを御説明願いたい。どれだけ努力が違ふか、どこに違いがあるか、大体同じでしよう、これは如何です。分らなかつたらこの次でもいいのですけれども、大蔵大臣が来たときに聞きまじようかね。カローリから示して下さい。

○説明員(中西泰男君) そういつた計算らしい。大体現給した差まで分らないというところから一応こういふふうを決めました次第でありまして、御質問のように仕事の量が、これに對してこれがこれだけぐらゐ上である、或いはカローリがどうの、といつたような点から細かくしたものでありませぬ、その点御了承願います。

○委員(櫻内辰郎君) 外に御質疑ございませぬか。

○森下政一君 進駐軍関係の労務者の中で以ていろいろの種類があるのだと思つて、現在法律第七十一号の第二條に規定している一般職種別賃金の適用を受けている者が相当数あるのであります。それらの者が今度の新法によりまして、第十一條の中に包含されて、特別調達庁長官と大蔵大臣がこれらに對する給與の種類、額、支給条件及び支給方法を別に法律で定めるまでの間は協議して決めるということになつておるに思ふのであります。現在は殆んど第七十一号の適用を受けておる、はつきりしているものか、特別調達庁長官と大蔵大臣の協議で決めるという点は、法律に基いて明確に今日給與を受取る者が協議に待つということになると、甚だばやけたことになつて一つの不安の観念を持つたじやないかと思ふのですが、その点どうお考えでございませうか。

○説明員(中西泰男君) 法律第七十一号に規定されたものにつきまして、依然としてあの法律に基いて支給せられるわけでございます。ここで掲げましたのは一般的賃金の適用を受けない家族要員でありますとか、水先案内人、その他のいわゆる進駐軍労務者につきまして、追つて法律で決めるまで協議して定める、こういうことになつたわけでございます。第七十一号の一般職種別賃金は依然としてその適用はあります。

○森下政一君 そうすると第一号の第二十六号ですか、失業対策事業のため公共職業安定所から失業者として紹介を受けて国が雇用した職員及び公共事業のため失業者として雇用した職員で技術者、監督者及び行政事務を担当する者以外の者となつておるが、先きに列挙している者は、矢張り法律第七十一号の規定によつて支給を受けておる。そういうふうな思ふのですが、そうするとそれ以外の者というものがこの新法によるのだ。そこでは非常に法第七十一号の扱い等の関係が明記してあるようにとれる。この二十六の者については同様のことを十一條に何かお話しになつて、今御答弁によりまして進駐軍労務者の中で、法第七十一号第二條に規定する一般職種別賃金の適用を受けておる者は、従来の通りの扱いをするのだということを明文化して置く必要があるのじやないですか。

○説明員(中西泰男君) その点につきましては強いて百七十一号に触れておられませんので、明確を期するためにお説の通りその点何等かの規定を設けた方が宜いかと存するのであります。私共といたしましては一応そういう規

定を設けたら、どういふふうに住じておる次第でございます。○小川友三君 進駐軍の労務者は特別職になって、大体二万円の支給をするという法律を作つたりしているのに、この問題に對しましては依然として六千三百七十四ベースしか拂つていない、この事實はどういうわけですか、御説明願いたい。○説明員(中西泰男君) 甚だ失礼でございますが、私共そういう法令を存じておらない状況であります。○小川友三君 進駐軍の労務者というのは、特にこの前の国会で特別待遇をするという法律が第五国会で通過している筈であります。それを支給をしていないということにつきまして、もう少し御勉強をお願い申し上げます。この次の委員会で結構でございますからして、その点明確に御答弁を賜りたいと思つております。もう一つ関連しましてお尋ねしますが、参議院及び衆議院の事務総長が内閣官房長官よりもどうして俸給が高いのかという理由を……、政務次官よりも内閣官房長官よりも参議院と衆議院の事務総長がもつと職務であるのか又地位が高いのか、こういうことはつきりして貰いたい。○説明員(中西泰男君) 事務総長の職務の点からいたしまして、一応国会の職員の高ということになつておりますが、必要によりまして議長の代理もするといつた点も考慮いたしますことが一点、現在の俸給と比較いたしました著しく減給になるということは、できないならば避けたい、こういう見地からいたしまして打合せた結果、大体三万四千四百円ということにいたしましたわけでございます。○小川友三君 事務総長は議長を代理するから忙しので三万四千四百円やらのだ、内閣官房長官は総理大臣を代表して来る場合があるのですよ。それから政務次官は、今水田政務次官も大蔵大臣を代表して来ているのです。大臣を代表して来ている、議長を代表している、これを同じにして政務次官は僅かに二万八千円しかやらない、これは政務次官が来ているから言うわけじゃないが、今日はちやんと大蔵大臣を代表して、それで事務総長は議長を代理をたまにやることもあるかも知れないから余計やるので。それから政務次官は政務次官だけで大臣の代理をやらない、何もやらないように解釈ですが、立派に大臣の代理として政務次官は答弁も、勉強も、一生懸命に働いている。官房長官も一生懸命にやつておる、それと差別待遇をされては困るのですが、どうしてそういう工合に甲乙をおつけになりますか、それについて最も科学的に話して下さい。○説明員(中西泰男君) これは関係の向きともいろいろ相談いたしましたのでありますが、現在の給料が、衆参議院の事務総長につきましては、国会議員並みに二万八千八百円ということになつております。これと比較いたしましたら、この特別職の職務によりまして、内閣総理大臣等の取扱いと同様に扶養手当が出ない、更に超過勤務手当が出ない、こういう点を考慮いたしますと、三万四千四百円にいたしましたも、超過勤務手当その他を考慮いたしましたら、若干の減少になるような計算に相成るわけでございますから、そういう点から考慮いたしましたら、国会の事務当局等と打合せいたしました結果、若干の減給になるかも知れないが、先ずここのところで適當であるところ、こういうことに話が決まつたわけでありませう。○小川友三君 あなたの御話は国会の事務当局と相談をした結果、国会事務つたらしいですね。それだから上げたところが、政務次官や官房長官は紳士だから黙つておつた。黙つておつた方は引下げた、文句を言つた方は上げたいという解釈でよろしいのでございませうか。○政府委員(水田三喜男君) 内閣官房長官や政務次官が低いというのは、これは一つは国会議員との俸給との問題から来ておりました、如何なる官吏も国会議員より低かるべしという一つの原則がありますので、官房長官となると役人です、政務次官となると役人で、これを現在の国会議員の給與より低くするところから、この辺のところを決められるというところ、非常な事務がうまうまというふうな考慮があるのであります。○小川友三君 今水田政務次官から大變御遠慮のお話しを伺つたのですが、私の主張は参議院の事務総長、衆議院の事務総長と、内閣官房長官と政務次官の差がどこにあるかどこにその努力において差があるか、国会議員よりも無論これは低いのですが、両方とも低いのですが、これは同じではないか、どうしてここに差をつけましたか、それ

定を設けないでもないのではなからうかと、こういうふう存するわけでありませう。

○森下政一君　そこで私の解釈が間違っているか、正しいか、そのことをもう一漏念をおして聞いてみたいのであります。二十六号に明記せられている者は、これは百七十一号第二條のいわゆる職種別賃金の適用を受けている者か、こう解釈していいのですか。

○説明員(中西泰男君)　二十六号に掲げてあります緊急失業対策事業のためは、緊急失業対策法を以ちまして、一般職種別賃金に定める額以下において労働大臣が定める、こういう恰好になつておりますので、これがその後特別職員の職ということに国家公務員法で定められた関係上、一応大蔵大臣と労働大臣が一般職種別賃金に定める額の何割くらい以下であるかという線と協議して定める、こういうことといたしたわけでありませう。

○森下政一君　今の御説明は、進駐軍労働者についての御説明じやなかつたのですか。

○説明員(中西泰男君)　いや、二十六号、公共失業対策事業です。

○森下政一君　その分も何ですか……そこでそれは十三條に明記しておられるわけですね、今あなたの言われたことは……十三條に、「第一條第二十六号に掲げる特別職の職員は、労働大臣が大蔵大臣と協議して定める額の賃金を受ける。」こうなつておられるわけですね。その説明でそれ今のは。

○説明員(中西泰男君)　さようでござります。

○森下政一君　そこでそれを受けるのは、二十六号に掲げておられるものの以外のもいろいろ列挙しておられるもの以外のも、このところあるわけですね。以外のものが十三條に説明してある給與を受けられるわけですね……そんならそこに列挙しておられる「技術者、技能者、監督者及び行政事務を担当する者」はどういう給與を受けませうか。

○説明員(中西泰男君)　これは一般職の職員でございますので、一般の公務員の給與法に従つて支給を受けるのであります。

○森下政一君　現にそれらの者は法律百七十一号の適用を受けているのじやないですか。そうなんではいませう。

○政府は勉強が足りないぞ」と呼ぶ者あり。

○説明員(中西泰男君)　お説の通り百七十一号の一般職種別賃金の適用を受けております。

○森下政一君　そうなんではいませう。だから十三條で説明しておる者以外の者というところは先刻私の言うような、一つの現在法律百七十一号の適用を受けておる者に不安の念があるのじやないか。そこでこの十一條に何とかそれを明文化する必要があるのじやないですか。私の尋ねておるのはこういうことなんです。

○説明員(中西泰男君)　御質問の通りそういう規定を設けました方がより明確になると存じます。

○森下政一君　分りました。

○木村禮八郎君　政務次官は、先程官更は国会議員より給與が多くなつては

いけないという規定に基いて少なくともたというお話ですが、その官吏という場合、これは特別職も含んでおる公務員という意味ですか、公務員という意味ですと、総理大臣その他國務大臣皆含まれるわけですね、どういふお考えでございませうか。

○政府委員(水田三喜男君)　この問題は今までの国会議員の俸給その他を決めるときに経緯上御存じだと思ひます。原則として国会議員は官吏より俸給が高くなければいけません、官吏より低くしてはいけません。次官以下常に国会議員より低くなるように、今まで俸給制度を考へて来たときの原則が、やはりこの特別職の問題にも若干ございまして、国会議員の給料が思ひ切つてもう少し上がることになつると、さつき小川さんの御質問があつたように、この調整がもう少しうまく行くと思ひますが、そういう点に縛られておつて、官房長官と政務次官というものはこの辺のところに落着かざるを得ないということになつておるといふことを御説明したわけでありませう。

○木村禮八郎君　先程の御答弁はどうも少し十分でなかつたと思はれるんですが、そこでやはり小川さんの御質問は依然として問題があると思ひますが、特別職はこれも公務員なんでありませうから、国会議員より上の人があるわけですね、而も相当派山あるわけなんです。そこで同じ特別職で政務次官とか官房長官がなせ国会議員よりも低くなければいけないか、そこがやはり小川さんの議論の点だと思ひますが、先程の御答弁ではそういうことは御答弁になつていないじやないかと思ひ

ます、そこをもう少し明確に、特別職のうちどういふ職は国会議員よりも給與が上になつてもいいんだ、特別職のうちどういふものが国会議員より下でなくてはいけないんだという、こういう何か標準があるんですか、そういう点が明確でないとはつきりしないと思ひます。

○小川友三君　答弁がでなかつたらもう少し勉強して来るんだね。政府は……いい加減な返事をしては困るよ、實際……大蔵大臣に又聞いて来なさいよ、整理ができていないんだから」と述べ。

○説明員(中西泰男君)　どの特別職のものは国会議員より上で、どの特別職が国会議員より下かという基準は別にございませぬ。ただここに掲げてありますものにつきましては、例えば国立国会図書館長であれば、國務大臣に準ずる俸給を受けるというふうには、個々の法律で以て決まつておるが、その基準と申しますか、横に誰に準ずるといつた規定がございまして、それによつて大体給與の基準が決められておる、こういう恰好になつておるわけでありませう。

○木村禮八郎君　そうしますと、決める場合はその法律で決めるわけでしょう、そうですね……そこで小川さんが問題にしているのは、ここで法律で上にしよとすればできるわけなんではいませぬ。ところが先程のお話ではそれができないというお話なんです。そこが問題になるわけですね、同じ特別職の中で内閣官房長官と政務次官、衆議院及び参議院の法制局長、これは外の内閣総理大臣、國務大臣、衆議院、参議院の事務総長と同じ特別職なんです

が、そのうちで特に国会議員よりも給與が低くなくてはいけない、こういう基準を作るのはこの国会なわけですね。そうすればどういふ基準でどういふふうにするかというこの基準を示して呉れば、我々はここで審議して、成る程それならばどういふ特別職はやはり国会議員より低くなくてはいけない。こういうことで審議しなければならぬのです。その材料、資材をあなたの方から出して呉れなければいけません。どういふ根拠でどうなつたか……

○説明員(中西泰男君)　政務次官につきましては、それ、特別職の職員は、俸給等に関する法律の一部改正という形によりまして、すでに現在こういう恰好になつておまして、従ひまして国会でこの序列を全面的に新たなる見地から考へて頂くということになれば、そう考へて結構だと思ひますが、今のところは原則として現状のままをいじらないという恰好において、一応並べました。こういう次第です。

○木村禮八郎君　それはお話を伺ひましたが、そうしますと先程の政務次官の特別職のうち或るものは、国会議員より給與が少くちやならないという原則はないわけですね。その点をはつきりすればよい。原則をですな、そうしなければ総理大臣その他多いのですから、その原則がはつきりすればよいのです。もう一つおおむね現行通りと言ひますけれども、それによつて給與が上るわけですね。この参議院事務総長その他ですね。上るわけですね、これは現行とはどの位違ふのですか。別表にありますが……

○説明員(中西泰男君)　現給と比較いたしますと、お話の事務総長で申しま

すと、現給は二万八千八百円でございます。これに仮りに扶養手当を三人といたしますと、この分が二千八十円になりまして、その合計だけで三万八千八百円になります。若干の減収になると思ひます。

○川上嘉君 外もみんな言つたらいいでしょう。現行の額を上から次々にね。

○説明員(中西泰男君) 新たに入りました国立国会図書館長は、これは現在の國務大臣に準ずる待遇を受けるという事になっておりまして、これは変わらぬ。事務局長は今説明を申し上げました通りであつて、法制局長は現給は二万六千六百円です。衆議院の法制局長は現給が二万五千六百円でございます。これは現在におきましては扶養手当の出る建前になっておりますが、特別職のこの法律によりまして、扶養手当が出ない、こういう關係から仮りに三人分を見ますと、二千八十円を加えまして、二万七千六百八十円、こういう恰好に相成るわけです。更に入りまして中央法制保護委員会の審議会委員というものは、いずれも現在と同様でございます。

○木村禧八郎君 後はみな以前と同じですから、秘書官はどうです。

○説明員(中西泰男君) 秘書官は現在一般職の職員と同様に何級の何号という事になっておりますから、十級乃至十三級の各号の俸給を受けておりますが、これを基礎にいたしまして扶養手当を加味いたしました計算いたしました、大体それに相当する額が、一万一千円乃至一万五千円という金額に該当するようになっております。

○委員長(櫻内辰郎君) 外に御質疑はございませんか。

○木村禧八郎君 先程の、前の質問に対する御答弁を願ひます。原則はないかあるかです。

○説明員(中西泰男君) 今のお尋ねの点につきましては、確定した一定の基準というものはございません。

○木村禧八郎君 それでは又よく研究して後で御答弁願ひたいと思ひます。

○政府委員(水田三喜男君) 国会議員と一般職の場合、公務員との間にはそういう原則は我々はつきり立つておつたつもりでありまして、現にそういう方針で公務員の給與の問題も扱つて来ましたが、問題はこの特別職内におけるその原則の問題ですが、これを審議のとき若干問題が出ましたが、内閣官房長官というふうなもの、特別職であつても、書記官長、昔からあつて殆ど一般職のこの官吏のようになっておつた關係もありまして、そこも国会議員の比率はどうかということも問題になつて、それらの法律に基いて、この先程説明のありましたように書記官長は何に準ずるか我々の設置法があることはあつて、別に基準というものはないわけですが、官房長官というあたりは、ちよつと国会議員と比較されて、一般職の官吏のまあ最高のようにな、今までの習慣からみて、そこが大体同等ぐらいというふうな一つのあれをもつて、こゝやつておつた、そういう事実はございませぬが、特別職同士の間でどういふやうな、そういうつきりした基準はございません。

○委員長(櫻内辰郎君) 外に御質疑はございませんか。

○森下政一君 大変諄いようですが、私さつきの御答弁をもう一遍確めて置きたいのです。という事は、私が先刻御指摘したことを、明文化する方がいいのじやないかということをやつたときに、それはさうだということをやつたが、そこで修正案を出すさんに重大なる關係がある点なんです、もう一遍はつきり確めて置きたいのであります。この進駐軍關係の労働者の中で、現在法律第七十一号第二條に規定する一般職特別賃金の適用を受けております者は、たとえこの新法が成立いたしました後においても、新法の第十一條に特別調達官と大蔵大臣が協議して定めるといふ中に入つていないのだと、つまり両者の協議によつて現在適用を受けている百七十一号から除外されるというふうな心配はないのだ、こういうふうなさつきの御答弁を了承したのですが、間違ひありませんか。

○説明員(中西泰男君) その通りでございます。間違ひありません。

○森下政一君 その通りですね。これはあなたの御答弁を大蔵大臣の御答弁と考へてよろしうございませぬ。

○説明員(中西泰男君) 結構です。

○小川友三君 この第十一條の問題ですが、連合軍の職務に従事してある労働者の給與問題につきましては、後日の委員会において大蔵大臣に詳細に亘つてお伺いしなくちやならない重大な問題でありまして、前国会におきまして、進駐軍労働者に対しては二万円までの俸給を支給するというようなことを伺つて特別職にしたのでありまして、未だに給料がべらぼうに安いというやうな状態でありまして、次の法律案を審議する機会に大蔵大臣に質問を保留します。

○委員長(櫻内辰郎君) 外に御質疑はございませんか。

○黒田英雄君 私は前に特別職員の給與に關する法律案のときに申し上げたいと思つたのですが、政務次官は大体国会議員がなるといふことになつていて、思つたのでありますから、どうも国会議員と給與が違ふものを特に設けるという事は、如何にもおかしいように思つたのであります。今度は、私は従来がさうですから異議はありませんが、将来は、政務次官のごとき国会議員がなるといふやうなものについては、何か政務次官として特別に国会議員の歳費の外に職務に相應する或る給與を加えるというやうな形で法制を作られるというところが、むしろ形がいいのじやないかと思つたのですが、政府はそれについてはどういふお考えを持つておられますか。

○政府委員(水田三喜男君) 私の考へでは同感でありまして、国会議員であつても特別職になれるという規定でなつた以上は、国会議員の給料以外にその職についた別個の給料を加えた俸給制度ができていいのじやないか、そう考へます。

○黒田英雄君 何か将来御研究して頂きますか。

○政府委員(水田三喜男君) これは研究したいと思ひます。官房長官の問題も先程から出ましたが、同様に問題になつておりましたが、取敢えず今度の改正は、特別職を新たにここに加えるという事と、加えても今までの大体基準を崩さないで取敢えず行きたいという事から作りまして、そういう

○委員長(櫻内辰郎君) 外に御質疑はございませんか。

○森下政一君 今の政務次官のお話はちよつと黒田さんの何と違つたように思つたのですが、国会議員が政務次官に就任した場合、国会議員としての手当を受けると、その外に政務次官としての俸給を受けてよいと、給料の二重取りをやつてもよいという御答弁のようになりまして、承りましたか、さうですか。

○政府委員(水田三喜男君) さうではありませぬ。給料の二重取りではなくて、政務次官になつた場合には、例へば三万円とか何とかいうやうな特別職の俸給を国会議員の俸給よりも高く決めてもよいという事でありまして、俸給は高い方を支給されるので、二重取りではありません。

〔賛成〕と呼ぶ者あり  
○委員長(櫻内辰郎君) 小川君の提案に対して御異議はございませんか。  
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(櫻内辰郎君) それでは次回に審議を続行することにいたします。  
次は日本専売公社法の一部を改正する法律案の御審議を願うわけでありすが、前回の委員会におきまして、煙草の民営問題に關係をいたしました、民営に對する特別の審議会の経過などを聞くまでは審議を延ばしたい、こういうことになっておるのであります。したが、その審議会の経過等を聞きたいと思つてあります。……

○黒田英雄君 只今委員長の仰せのように、聞くまで審議を延ばしたいという何ではなかつたように思つております。ただ併行して行こうというのでありますから、それまで審議を延ばされるといふことはどうかと思つております。……  
○小川友三君 今黒田先生が委員長さんの御意見と少し対立したのですが、黒田先生が会長をやつていらつしやる方で報告を賜つて併行して審議を進めて行こうというので、その民営問題の審議の方で御発表がなければ自然ストップしてしまふわけでありすが、らして、どうかどしどしと責任ある御発表を賜つて、そして進行して行きたいと思つております。あなたの方で止つておるとつちも止つてしまつていふような委員会の話でございますから、よろしく一つ会長さん御発表を願います。

○木村禮八郎君 只今小川委員が言われましたように、實際上そうなると思つております。理窟ではなく、實際上資料が出ませんと審議し難いと思つております。どうか一つ。

○小川友三君 これは相当長時間を要する問題でありまして、もう晝になりまますから、この辺で休憩をお願いしたいのですが、御賛成願いたいと思つております。  
〔賛成〕と呼ぶ者あり

○委員長(櫻内辰郎君) 今小川君の提案通り、休憩する……、休憩でなく、次回に延ばすことに御異議はございませんか。  
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(櫻内辰郎君) それでは本日はこの程度で散会をいたします。午前十一時四十一分散会  
出席者は左の通り。  
理事 櫻内 辰郎君  
委員長 黒田 英雄君  
九鬼 紋十郎君  
森下 政一君  
玉屋 喜章君  
西川 甚五郎君  
油井 賢太郎君  
小宮 山常吉君  
川上 嘉君  
木村 禮八郎君  
小川 友三君

政府委員 水田三喜男君  
大蔵政務次官  
説明員 大蔵事務官(主計局給與課長) 中西 泰男君  
十月二十九日日本委員会に左の事件を付託された  
特別職の職員に關する法律案  
特別職の職員に關する法律案(目的及び適用範圍)

第一條 この法律は、左に掲げる國家公務員(以下「特別職の職員」といふ。)の受ける給與について定めることを目的とする。  
一 内閣総理大臣  
二 國務大臣  
三 人事官及び検査官  
四 内閣官房長官  
五 内閣官房副長官  
六 政務次官  
七 国立国会図書館長  
八 衆議院及び參議院の事務總長及び法制局長  
九 國家公安委員會委員  
十 公正取引委員會の委員長及び委員  
十一 全國選挙管理委員會の委員長及び委員  
十二 外國為替管理委員會の委員長及び委員  
十三 統計委員會委員長  
十四 中央更生保護委員會委員  
十五 運輸審議會委員  
十六 宮内庁長官及び侍從長  
十七 大使及び公使  
十八 國家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第二條第三項第八号及び第十二号に掲げる秘書官(以下「秘書官」といふ。)

十九 地方自治委員  
二十 地方税審議會委員  
二十一 全國選出議員選挙管理委員會委員  
二十二 日本學術會議會員  
二十三 侍從  
二十四 連合國軍の需要に應じ、連合國軍のために勞務に服する者

二十五 食糧配給公団の職員  
二十六 失業對策事業のため公共職業安定所から失業者として紹介を受けて國が雇用した職員及び公共事業のため失業者として國が雇用した職員で技術者、技能者、監督者及び行政事務を担当する者以外の者  
(内閣総理大臣等の給與)  
第二條 前條第一号から第十八号までに掲げる特別職の職員(以下「内閣総理大臣等」といふ。)の受ける給與は、別に法律で定めるものの外、俸給及び勤務手当とする。  
第三條 内閣総理大臣等の俸給月額、別表による。  
2 別表により秘書官の受ける俸給月額の号俸は、内閣総理大臣、法務總裁、各省大臣、經濟安定本部總裁、最高裁判所長官、人事院總裁又は會計検査院長が大蔵大臣と協議して定める。  
第四條 内閣総理大臣等の勤務地手当の月額、俸給月額に一般職の職員に例により一定の割合を乗じて得た額とする。  
第五條 新たに内閣総理大臣等になつた者には、その日から給與を支給する。但し、退職し、又は罷免された國家公務員が即日内閣総理大臣等になつたときは、その日の翌日から給與を支給する。  
第六條 内閣総理大臣等が退職、罷免又は死亡に因り内閣総理大臣等でなくなつたときは、その日まで給與を支給する。  
第七條 前二條の規定により給與を支給する場合であつて月の初日から支給するとき以外のとき、又は

月の末日まで支給するとき以外のときは、その給與額は、その月の現日数から日曜日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割によつて計算する。  
第八條 内閣総理大臣等の給與の支給期日は、一般職の職員に例による。  
(地方自治委員等の給與)  
第九條 第一條第十九号から第二十二号までに掲げる特別職の職員(以下「地方自治委員等」といふ。)は、勤務一日につき千円をこえない範圍内において、内閣総理大臣が大蔵大臣と協議して定める額の手当を受ける。  
(侍從の給與)  
第十條 第一條第二十三号に掲げる特別職の職員に受ける給與の種類、額、支給条件及び支給方法は、大蔵大臣の定めるところにより、一般職の職員に例による。  
(連合國軍勞務者等の給與)  
第十一條 第一條第二十四号に掲げる特別職の職員に受ける給與の種類、額、支給条件及び支給方法は、別に法律で定めるまでの間、特別調達庁長官が大蔵大臣と協議して定める。  
第十二條 第一條第二十五号に掲げる特別職の職員に受ける給與の種類、額、支給条件及び支給方法は、法令による公団の一般職の職員に例による。  
第十三條 第一條第二十六号に掲げる特別職の職員は、勞働大臣が大蔵大臣と協議して定める額の賃金を受ける。但し、その額は、政府に對する不正手段による支拂請求

五

の防止等に関する法律（昭和二十二年法律第七十一号）第二條に規定する一般職種別賃金額をこえることはできない。

（重複給與の調整）

第十四條 国会議員、内閣総理大臣等及び一般職の常勤を要する職員が左の各号の一に該当するときは、その兼ねる特別職の職員として受けるべき第二條又は第九條の給與は、支給しない。

一 内閣総理大臣等の職を兼ねるとき。

二 地方自治委員等の職を兼ねるとき。

2 前項の規定にかかわらず、その兼ねる特別職の職員として受けるべき給與の月額が、国会議員として受ける歳費の月額、内閣総理大臣等として受ける俸給及び勤務地手当の月額又は一般職の常勤を要する職員として受ける俸給、扶養手当及び勤務地手当の月額をこえるときは、その差額を、その兼ねる特別職の職員として所屬する機関から支給する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行の日以後において新たに国家公務員法第二條の特別職とされた職の職員の受ける給與については、その後における最近の機会においてこの法律が改正されるまでの間、政令で定める。

3 左に掲げる法令は、廃止する。

特別職の職員の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第二百六十八号）

特別職の職員の俸給等に関する政令（昭和二十四年政令第十三号）  
4 日本学術會議法（昭和二十三年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。  
第七條第三項中「手当を支給することができる」ところを、「を、一別に定める手当を支給する。」に改める。  
5 地方自治庁設置法（昭和二十四年法律第三百一十一号）の一部を次のように改正する。  
第十三條中「内閣総理大臣が、大蔵大臣と協議して」を、「別に」改める。  
6 運輸省設置法（昭和二十四年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。  
第十二條第一項を次のように改める。  
委員の報酬は、別に改める。

別表

官職名	俸別月額
内閣総理大臣	四〇、〇〇〇円
國務大臣	
人事官及び検査官	
国立国会図書館長	
国家公安委員会委員	三二、〇〇〇円
公正取引委員会委員長	
全国選挙管理委員会委員長	
衆議院及び参議院の事務総長	三〇、四〇〇円
外国為替管理委員会委員長	
統計委員会委員長	
宮内庁長官	二八、八〇〇円
内閣官房長官	二八、〇〇〇円
政務次官	
衆議院及び参議院の法制局長	二七、二〇〇円
外国為替管理委員会委員	
公正取引委員会委員	二五、六〇〇円
内閣官房副長官	
全国選挙管理委員会委員	
中央更生保護委員会委員	
運輸審議会委員	二四、〇〇〇円
侍從	
公使	

秘書官

一号俸	一五、〇〇〇円
二号俸	一四、〇〇〇円
三号俸	一三、〇〇〇円
四号俸	一二、〇〇〇円
五号俸	一一、〇〇〇円

紹介議員 新谷寅三郎君

わが国山林面積の大半を占める民有林は、その経営規模は極めて零細で、多くは農業者その他の副業として存立しているにすぎないから、山林経営の特殊性にかんがみ、(一)山林所得税は伐期の純収入を伐期年数で割つた結果に税率を乗じてこれを伐期年数倍とする(二)山林所得税算出に当り控除する必要経費は、収入を得るための各種費用ならびに再造林費を包括したものとすること、(三)山林における資本課税については評価を適正妥當とすること等山林関係税制を改革せられたいとの請願。

第三十二号 昭和二十四年十月二十五日受理

刻たばこ製造工場設置に関する請願  
請願者 鹿兒島県始良郡国分町 長 吉満三次郎外十五名

紹介議員 岡元義人君

鹿兒島県は、刻たばこ原料の主産地であり、ことに国分地方では葉たばこ耕作が唯一の収入であるが、県内の刻たばこの需要も多いため、これに応ずるため、位置、原料、資材、輸送、労力、歴史、民情等のあらゆる点から最適地と目される同地方に刻たばこ製造工場を設置せられたいとの請願。

第五十一号 昭和二十四年十月二十五日受理

山林関係税制に関する請願  
請願者 奈良市東向中町八 奈良県森林組合連合会々々 長理事 岡橋清左衛門 外二名

第二十三号 昭和二十四年十月二十五日受理

山林関係税制に関する請願

請願者 奈良市東向中町八 奈良県森林組合連合会々々 長理事 岡橋清左衛門 外二名

麻織物消費税の取扱に関する請願

請願者 東京都中央区日本橋通

り一ノ七 西川五郎外

二名

紹介議員 西川甚五郎君

今般のシャウプ勧告によれば、麻織物消費税については、明年三月織物消費税廃止に至るまでの過渡的処置として、明年一月より一割課税の実施が伝えられているが、その実施時期ならびに暫定税率の決定いかんは、業界にはなほだしい混乱を招くおそれがあるから、この混乱を避けるために、(一)暫定消費税率を一割とすること、ただし国家財政上一割課税が困難の場合は、各織維同率とすること、(二)暫定消費税を即時実施すること、ただし実施困難の場合はこの期間の運転資金を国家で裏付けること、(三)税率改正に伴う値下り損失を税差額戻税により、補償すること、(四)納税基準を査定価格に置く等の方策を講ぜられたいとの請願。

第五十八号 昭和二十四年十月二十

六日受理

織物消費税引下げに伴う損失補償の請願

請願者 東京都中央区日本橋堀

留町一ノ二 日本絹人

絹織物商協会内 杉道

助

紹介議員 油井賢太郎君

今回の織物消費税引下げによつて、七月末現在における卸売業者のこうむる損害は、約四億二千万円に上り、一方シャウプ勧告の発表以来購買力はいじりしく減退して、商取引はほとんど行詰りの状態となり、必然的に脱税品が市場にはんらんするばかりでなく、真面目な業者を駆逐することになるか

ら、これを防ぐため引下げ実施日現在の販売業者の在庫品に対し引下げ税額相当全額の交付が必要である。なおこの方法を発表することは、生産、販売の各業者を安心させ明朗な取引を実施させることとなる。また昭和二十一年の引上げに際して業者の在庫品に対しては、その税差額を徴収したことに照しても、今回の引下げに当りこれを拂戻すことは当然であるから、すみやかにこの処置を実施せられたいとの請願。

第九十五号 昭和二十四年十月二十

六日受理

漁業諸税の適正化等に関する請願

請願者 島根県松江市朝日町四

七五 丸川久俊

紹介議員 宇都宮登君

漁業は天候、気象、潮流、災害等天然現象に支配されることが多いから、漁業経費の算定は漁業の実態に即して行い、漁獲物は米、麦と同様統制供出によるものであるから、漁業諸税の賦課に際しては、(一)漁民に対する所得税の適正化、(二)第二種事業税の撤廃または軽減、(三)漁業権税の軽減等の適切な処置を講じられたいとの請願。

第九十五号 昭和二十四年十月二十

六日受理

紙は教育、学術、美術等の書籍をはじめ、一般事務用紙、包装その他政治経済等あらゆる文化面において、主食同様極めて重要な必需品であるにかかわらず、現在二割の物品税が課せられているのは、文化国家建設の国是に反し、生産意欲をさまたげるものであるから、紙に対する物品税をすみやかに撤廃せられたいとの請願。

第九十五号 昭和二十四年十月二十

七日受理

紙の物品税撤廃に関する請願

請願者 東京都千代田区丸の内

二ノ一〇 紙、パルプ

連合日本洋紙会内 田

村文吉外二名

紹介議員 山本勇造君 宿谷榮一

かつ生産者の立替拂となつていて、業者者は困つてゐるから、今回の税制改革に際しては織物消費税と同様ぼろ子に対する物品税を廃止せられたいとの請願。

第九十五号 昭和二十四年十月二十

七日受理

紙の物品税撤廃に関する請願

請願者 東京都千代田区丸の内

二ノ一〇 紙、パルプ

連合日本洋紙会内 田

村文吉外二名

紹介議員 山本勇造君 宿谷榮一

静岡県浜名郡地方の綿織物復元工場は、復興金融庫より復元設置資金の特別融資を受けて、昨年秋漸く操業開始の運びになつたが、経済情勢の変化によりスタートしたばかりの復元工場は未だ企業としての安定度も薄く蓄積資本もなく、その上巨額の借入金返済と附随する利息の重圧等既存工場に

比してなお一層多くの悪条件が重なり、経営困難の現状であつて当初借入の際の条件通り償還を強行することは復元工場にとつては負担過大であるばかりか、業態が破滅に陥るおそれがあるから、復金借入金返済期間の延長、復金金利の引下げ等の救済方法を講ぜられたいとの請願。

第九十五号 昭和二十四年十月二十

七日受理

預金部資金の利率引下げおよび償還期限延長に関する請願

請願者 福島県議会議長 大竹

作摩

紹介議員 橋本萬右衛門君

地方公共団体の財政状況は、いまや極度にひつ迫し、国内経済の激変と毎年の災害、教育費、警察費等の増加によつて、その負担は益々増大している。しかるに預金部資金の利率は、特殊のものを除き、年九分六厘、償還期限は三年から十年と定められているのは、その基金である普通郵便貯金の年二分七厘六毛の利子に比しはなほはしく矛盾しているから、地方財政の基盤強化のため、すみやかに預金部資金の利率引下げおよび償還期限延長を実現せられたいとの請願。

第九十五号 昭和二十四年十月二十

七日受理

社会事業関係の税制改革に関する請願

請願者 東京都澁谷区原宿三ノ

二六六 財団法人日本

社会事業協会 中川

望

紹介議員 堀井伊介君 草葉隆圓

君 山下義信君

振興充実を要請しているが、民間の社会事業の多くは戦禍によつて財政の基礎を失つたので、その機能を十分に發揮できない現状にある。また新憲法によつて国および自治団体より補助金が認められないので民間社会事業は危機に直面しているから、シャウプ勧告により税制が改革をされるに際し、(一)非営利の公益団体に対する贈與税および相続税の免除、(二)このような団体の使用する自動車、自転車、楽器、映写機、運動器具等に対する物品税の免除、(三)社会事業に使用する土地建物に附随する施設等に対する不動産税の免除等の処置を講ぜられたいとの請願。

第九十五号 昭和二十四年十月二十

七日受理

社会事業関係の税制改革に関する請願

請願者 東京都澁谷区原宿三ノ

二六六 財団法人日本

社会事業協会 中川

望

紹介議員 堀井伊介君 草葉隆圓

君 山下義信君

わが国現在の社会情勢は、社会事業の

昭和二十四年十一月二十一日発行

昭和二十四年十一月二十二日印刷

参議院事務局

印刷者 印刷所